

船橋市社会福祉協議会助成交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し、人件費の一部を予算の範囲内において助成することにより、安定した運営基盤を確立することを目的とする。

(助成対象経費等)

第2条 船橋市社会福祉協議会助成交付金（以下「助成金」という。）の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする市社協は、船橋市社会福祉協議会助成交付金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成金の交付を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(交付決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定をしたときは、その旨を船橋市社会福祉協議会助成交付金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、市社協に通知する。

(計画変更等の申請及び承認)

第5条 前条の規定により助成金を交付する旨の決定の通知を受けた市社協は、助成金に係る事業（以下「助成事業」という。）の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、船橋市社会福祉協議会助成事業計画変更等申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、船橋市社会福祉協議会助成事業変更等承認書（第4号様式）により市社協に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 市社協は、助成事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して20日を経過する日又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市社会福祉協議会助成交付金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 助成対象経費の内訳が確認できる書類
- (3) その他市長が必要があると認める書類

（額の確定等）

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市社会福祉協議会助成交付金確定通知書（第6号様式）により、市社協に通知する。

- 2 市長は、市社協に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市社会福祉協議会助成交付金返還命令書（第7号様式。以下「助成金返還命令書」という。）により確定額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

（交付の時期）

第8条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、助成事業の完了前に交付することができる。

- 2 市社協は、前項ただし書の規定により助成事業の完了前に助成金の交付を受けようとするときは、船橋市社会福祉協議会助成交付金交付請求書（第8号様式）に交付決定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、市社協が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金を交付する旨の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
 - (3) 交付を受けた助成金を目的以外に使用したとき。
 - (4) この要綱又は助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、船橋市社会福祉協議会助成交付金交付決定取消通知書(第9号様式)により市社協に通知する。この場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金返還命令書によりその返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(関係書類の整備)

第10条 市社協は、助成事業に係る会計帳簿及び根拠となる領収書等を整備し、助成事業が完了した日から10年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算にかかる補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

助成対象職員	助成対象経費	助成金の額
事務職員 (事務局長、 参与、事務局 次長、参事、 課長、所長、 主査、副主査、 主任主事、 主事)	給料、各種手当（ただし、 時間外勤務手当、休日勤務 手当及び夜間勤務手当を 除く）、各種社会保険料、 退職給与引当金	予算の範囲内で市長が認めた額と し、嘱託職員については、4人分か つ1人につき年310万円を限度 とする（この限度とは別に、育児休 業、介護休業等育児又は家族介護を 行う労働者の福祉に関する法律(平 成3年法律第76号)に規定する育 児休業（以下「育児休業」という。） を取得する事務職員を補充するた めに雇用する嘱託職員は、当該事務 職員の育児休業の期間に限り、助成 対象とすることができる。この場合 においても、限度額は嘱託職員1人 につき年310万円とし、育児休業 の期間を基礎として日割りによっ て算出する。）。)
会長、常務理 事	報酬、各種手当、各種社会 保険料、退職積立金	
嘱託職員	賃金、各種手当（ただし、 時間外勤務手当、休日勤務 手当及び夜間勤務手当を 除く）、各種社会保険料、 退職積立掛金	

第 1 号様式

船橋市社会福祉協議会助成交付金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

次のとおり、社会福祉協議会助成交付金を受けたく、関係書類を添えて申請します。

助成年度	年度
助成対象経費総額	円
交付申請額	円
着手及び完了予定年月日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
添付書類	(1) 理由書 (2) 助成金の交付を受けようとする事業の計画書 及びこれに伴う収支予算書 (3) 財産目録及び貸借対照表 (4) その他

第2号様式

船橋市社会福祉協議会助成交付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付申請のあった社会福祉協議会助成交付金の交付について下記のとおり決定したので、船橋市社会福祉協議会助成交付金交付要綱の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 助成事業の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 助成事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第3号様式

船橋市社会福祉協議会助成事業計画変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付交付決定のあった社会福祉協議会助成事業を変更
(中止・廃止) したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成年度	年度
変更（中止・廃止）の理由	
(変更の場合) 助成事業の内容	(変更前)
	(変更後)
変更（中止・廃止）年月日	年 月 日（予定）
添付書類	

第4号様式

船橋市社会福祉協議会助成事業計画変更等承認書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付申請のあった社会福祉協議会助成事業計画変更等について下記のとおり決定したので、船橋市社会福祉協議会助成交付金交付要綱の規定により通知します。

記

1 承認する

助成に要する経費の配分の変更がある場合
変更後交付決定額 円

2 承認しない

理由

第 5 号様式

船橋市社会福祉協議会助成交付金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

船橋市社会福祉協議会助成交付金交付要綱の規定により、助成事業の実施状況を次のとおり報告します。

助成年度	年度
着手及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定額	円
既交付額	円
助成対象経費精算額	円
添付書類	(1) 収支決算書 (2) 助成対象経費の内訳が確認できる書類 (3) その他

第 6 号様式

船橋市社会福祉協議会助成交付金確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 

年 月 日付で実績報告のあった社会福祉協議会助成交付金について、次のとおり助成金の額を確定したので、船橋市社会福祉協議会助成交付金交付要綱の規定により、通知します。

記

交付確定額 円

第 7 号様式

船橋市社会福祉協議会助成交付金返還命令書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

船橋市社会福祉協議会助成交付金交付要綱の規定により、次のとおり助成金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	
決定年月日	年 月 日
番 号	
助成年度	年度
交付決定額	円
既交付額	年 月 日交付 _____ 円
	年 月 日交付 _____ 円
	年 月 日交付 _____ 円
	計 _____ 円
交付確定額	円

第 8 号様式

船橋市社会福祉協議会助成交付金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

船橋市社会福祉協議会助成交付金交付要綱の規定により、助成金の交付を次のとおり請求します。

決定年月日	年 月 日
番 号	
助成年度	年度
交付決定額	円
既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
今回交付請求額	円
未交付額	円
添付書類	(1) 助成金交付決定通知書の写し (2) その他

第 9 号様式

船橋市社会福祉協議会助成交付金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けの社会福祉協議会助成交付金の交付決定については、
下記理由により全部（一部）取り消しましたので、船橋市社会福祉協議会助成交
付金交付要綱の規定により通知します。

交付決定額（取消後）	円
取消しの理由	
交付決定額（取消前）	円
決定年月日（取消前）	年 月 日
番 号（取消前）	
助成年度	年度